

難民審査参与員制度運用における事例**【事例 1】**

バングラデシュ国籍の異議申立人に関し、口頭意見陳述・審尋期日の開始時刻を過ぎても出頭しないことから、異議申立人の携帯電話に電話をかけたところ、異議申立人は、電話で「今日は熱があり、布団から起きあがれないほど体調が悪い」などと申し立てた。そこで、直ちに異議申立人の住居地（異議申立人は親戚の家であると説明していた。）を訪れて家人に確認したところ、家人は「異議申立人は昨夜荷物をまとめて出て行った。体調が悪そうな様子はなかった。異議申立人はただの友人で、親戚関係などない」などと供述した。なお、本件異議申立人は、平成19年2月末現在、なお逃亡中である。

【事例 2】

政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがある旨主張しているミャンマー国籍の異議申立人に関し、その叔父が本邦に在留していたことから、参考人として事情聴取した結果、上記叔父は「異議申立人は、高校1年生になったころから、悪い友達と遊び回るようになった。私が説教しても、甥は『学位をもらっても、金にならない。金持ちになりたいから、金を掘りに行く。外国に行って稼ぐ』などと言っていた。今はみんな日本に稼ぎに行きたがる。日本に行くと、早くシャチョウになれるから。甥が日本に来たのは、金持ちになりたいからでした」と供述した。